

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】

【発行登録書の内容】

提出日	2024年4月23日
効力発生日	2024年5月1日
有効期限	2026年4月30日
発行登録番号	6 - 外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 3,000億円
発行可能額	3,000億円

【効力停止期間】

【提出理由】

【縦覧に供する場所】

訂正発行登録書

関東財務局長

2024年9月2日

ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）

(UBS AG)

執行役員会プレジデント

セルジオ P. エルモッティ

(Sergio P. Ermotti, President of the Executive Board)

チーフ・ファイナンシャル・オフィサー

トッド・タックナー

(Todd Tuckner, Chief Financial Officer)

スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフスト

ラッセ45

(Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zürich, Switzerland)

スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォル

シュタット1

(Aeschenvorstadt 1, CH-4051 Basel, Switzerland)

弁護士 月岡 崇

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

長島・大野・常松法律事務所

03-6889-7000

弁護士 月岡 崇

弁護士 石井 将太

弁護士 山元 恒輝

弁護士 明地 美穂

弁護士 早瀬 雄大

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

長島・大野・常松法律事務所

03-6889-7000

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

社債

【訂正内容】

訂正箇所には下線を付している。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

<訂正前>

(前略)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2023年度）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

2024年7月1日関東財務局長に提出

事業年度（2024年度）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

半期報告書

事業年度（2023年度中）（自2023年1月1日 至2023年6月30日）

2023年10月2日関東財務局長に提出

事業年度（2024年度中）（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

2024年9月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2025年度中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

（i）1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2024年7月3日）までに、臨時報告書を
2023年12月8日に関東財務局長に提出

（金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び
同条第2項第7号の3の規定に基づき提出するもの）

（ii）1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2024年7月3日）までに、臨時報告書を
2023年12月15日に関東財務局長に提出

（金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び
同条第2項第3号の規定に基づき提出するもの）

（iii）1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2024年7月3日）までに、臨時報告書を
2024年6月3日に関東財務局長に提出

（金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び
同条第2項第12号及び同項第19号の規定に基づき提出するもの）

（iv）1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2024年7月3日）までに、臨時報告書を
2024年7月3日に関東財務局長に提出

（金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び
同条第2項第3号の規定に基づき提出するもの）

(中略)

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記3（ii）の臨時報告書の訂正報告書）を2024年6月3日に関東財務局長に提出

<訂正後>

（前略）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2023年度）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

2024年7月1日関東財務局長に提出

事業年度（2024年度）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

事業年度（2024年度中）（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

2024年9月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2025年度中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2024年9月2日）までに、臨時報告書を2024年7月3日に関東財務局長に提出

（金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき提出するもの）

（中略）

7【訂正報告書】

該当事項なし